

KONAN UNIVERSITY

## フランスの公立学校教育と宗教：政教分離原則の下における「宗教」と「教育」のあり方

著者	小泉 洋一
雑誌名	甲南法学
巻	46
号	1・2
ページ	101-120
発行年	2005-10-30
URL	<a href="http://doi.org/10.14990/00000612">http://doi.org/10.14990/00000612</a>

# フランスの公立学校教育と宗教

——政教分離原則の下における「宗教」と「教育」のあり方——

小 泉 洋 一

## 序

政教分離を憲法原則とするわが国では、公立学校が「宗教教育」を行うことは禁止されている（日本国憲法20条3項、教育基本法9条2項）。この「宗教教育」とは宗教の布教宣伝を目的とする教育（宗派教育）と解されている<sup>(1)</sup>。実際、公立学校教育では、私立学校とは異なり宗教的中立性が厳しく要請されるため、宗派教育を行わないばかりか、授業で宗教に関わるのを避ける傾向さえも指摘されてきた<sup>(2)</sup>。ところが、「心の教育」の必要性が叫ばれるようになった昨今、公立学校における宗教的情操教育を求める意見が出されるようになった<sup>(3)</sup>。この主張は、すべての宗教を超越、あるいは通底する共通感情が存在するという前提に立つよう

---

(1) 樋口陽一ほか『注釈日本国憲法上巻』（青林書院新社、1984）407頁〔浦部法穂執筆〕。

(2) 菅原伸郎『宗教をどう教えるか』（朝日新聞、1999）204頁。

(3) 下村哲夫「教育と宗教の関係」下村編『学校の中の宗教』（時事通信社、1996）19-21頁など。なお、宗教的情操教育が教育基本法に違反しないと説く見解として、杉原誠四郎「法律と学校における宗教——憲法、教育基本法、子どもの人権条約」下村編・前出31頁。

## 論 説

であるが、これに対しては異論もある。<sup>(4)</sup>

フランスにおいては、重要な共和国原理の一つであるライシテの原則の下で、公立学校は宗派教育を行わず、また宗教的中立性が公立学校教育の重要な原則とされてきた。ところが、フランスでは、近年、公立学校で「宗教」を教えるようになりつつある。それはいかなる教育であろうか。その教育をどのようにして行おうとするのか。こうした点に迫ることは、わが国の状況に照らして興味深いばかりか、その今日の問題を考える上でも大きな意義を持ちえよう。

もっとも、フランスの宗教教育のあり方をみるには、その公立学校教育において「宗教」がどう扱われてきたか、という全体的考察を行うことが必要である。この観点から言えば、何よりもまず、公立学校教育の基本原則であるライシテの原則の意味と内容を論じなければならない（第1節）。次に、ライシテの原則に関して公立学校で論議を呼んできた生徒の宗教的自由をめぐる問題状況を分析することも有益であろう（第2節）。これらの作業を経た後に、フランスにおける宗教教育の動向を探ることにしよう（第3節）。

### 第1節 公立学校教育のライシテ

#### 1 ライシテの原則

ライシテ（非宗教性、世俗性（laïcité））の原則は、フランス独自の政教分離の原則である。これは、第三共和制の初めに制定された諸法律において確立した。その法律は、王政復古を望んだ王党派に与したカトリック勢力に対し、共和派が共和制を安定させるために闘争するという構

---

(4) 山口和孝「宗教教育（第9条）」日本教育法学会『教育基本法改正批判』（日本評論社、2004）113-115頁。山口教授によれば宗教的情操教育の問題点は次の二点である。①特定宗教を媒介としない宗教的情操は成立しないこと、②宗教情操教育は政教分離の原則（憲法20条）に違反すること。

図の中で制定された。したがって、その諸法律は宗教を公的領域から排除するという内容を持った。その例として、公営の墓地、葬儀を非宗教化した法律（1881年11月14日の法律等）、議会開会時の公的祈祷を廃止した法律（1884年8月14日の法律）などがある。後述する教育のライシテに関する法律も、同じ文脈で制定された。<sup>(5)</sup>

個別領域の諸法律に規定されていったライシテの原則は、法律で一般的に定式化され、さらに憲法原則とされるようになった。ライシテの原則を一般的に立法化したのは、政教分離法（1905年12月9日の法律）である。もっとも、この法律もライシテという語を明示していなかった。だが、第四共和制憲法（1946年憲法）で「非宗教的（ライック（laïque））な共和国」という文言でライシテの原則を明示した。現行第五共和制憲法（1958年憲法）ではこう規定されている。「フランスは、……非宗教的な……共和国である。フランスは、出身、人種または宗教の差別なく、すべての市民に対し法律の前の平等を保障する。フランスは、すべての信条を尊重する」。このように、ライシテが共和国の基本原則であることともに、ライシテと宗教信仰の尊重との関連も明確にされたのである。

ところで、ライシテの原則がもっとも厳格に規定され、そう適用されてきたのは、公立学校においてである。その教育において、ライシテの原則は、主として二つのもの、すなわち「教育課程」と「教員」に及ぶと説明されている。<sup>(6)</sup>

だが、厳密に言えば、この二つ以外に「校舎のライシテ」というべきものも指摘できる。これは、公立学校に宗教的象徴物を置かないことを

---

(5) 小泉洋一『政教分離と宗教的自由』（法律文化社、1998）17頁。

(6) Pierre-Henri Prélot, *La laïcité de l'école public*, in Francis Messner (sous la direction de), *Traité de droit français des religions*, Litec, 2003, p.1123. さらに生徒にもライシテの原則が及ぶとする見解もある。Cf., Jean Rivero et Hugues Mourtouh, *Libertés publiques*, tome II, 7<sup>e</sup> édition mise à jour, PUF, 2003, pp. 232-235.

意味する。校舎のライシテは、1880年代から1900年代にかけて出された教育大臣の通達により公立学校から十字架などを取り去ったことにより実現された。さらに政教分離法28条が公共施設全体でこのライシテを定めた<sup>(7)</sup>。十字架を置いた私立学校でバカロレアなど公的な試験の実施を妨げていたのは、ライシテの厳格解釈によったものである<sup>(8)</sup>。

以下、教育課程と教員におけるライシテの原則をみることにしよう。いずれも厳格であることが分かる。

## 2 教育課程のライシテ

これは、教育内容の非宗教性であり、またそれにより実現された教育内容の宗教的中立性を意味する。教育課程のライシテを初等教育について定めたのは、当時の公教育大臣の名をとりフェリー法と呼ばれる1882年3月28日の法律1条である。その規定は、それまで行われていた宗教・道徳教育に代えて道徳・公民教育を設けたというものである。これにより廃止された宗教教育というのはカテキズムであり、これはわが国で言われる宗派教育に相当するものであった。中等教育などにおいても、法文上はそれほど明確ではなかったが、初等教育に前後して同様の措置が講じられた。

こうして非宗教化した公立学校教育は、宗教的に中立な教育を行うことになる。この点で問われるのは、後述する教員の職務執行における中立性とともな教科書の中立性である。宗教的中立性に反する教科書に対しては、親が教育行政機関に異議申し立てを行うことができると解され<sup>(9)</sup>ている。

---

(7) 政教分離法28条は、公共建造物または公共の場所に宗教的標章または宗教物を掲示すること等を禁止した規定である。なお、小泉・前掲注(5)186-187頁も参照。

(8) Prélot, *supra*, note 6, p. 1123.

ところで、教育課程のライシテの確立後、宗派教育のあり方をみると、それは学校教育から排除され、学校外で親や教会により私事として行われるものになった。この趣旨は、今日、教育法典L.141-4条が次のように定めることにおいても明確である。「宗教教育は、公立学校に在籍する子どもに対し、授業時間外にしか、施されてはならない」。

このように公立学校は決して宗派教育を提供しない。にもかかわらず、公立学校外で宗派教育を受ける可能性を実質的に保障するため、公立学校が授業時間などの工夫により宗派教育に配慮を行っていることにも注意すべきである。それを示す典型はフェリー法2条（現教育法典L.141-3条1項）であり、これは学校外での宗派教育を可能にするために、日曜日以外に毎週1日を休校日とするものである。さらに、1959年12月31日の法律（ドブレ法）1条3項（現教育法典L.141-2条2項）も次のように定める。「国は、礼拝の自由および宗教教育の自由を公教育の生徒に確保するため、あらゆる有用な措置を講ずる」。

また、特に中等教育においては、学校付司祭（aumônerie）の制度がある。しかも、一定の場合には、学校に派遣された宗教家など（学校付司祭）<sup>(10)</sup>から生徒が学校内においても宗派教育を受けることもできる。

### 3 教員のライシテ

#### (1) 聖職者教員の排除

教員のライシテは、公教育教員から聖職者を排除することとともに、職務執行の際の教員の中立性を意味する。教員のライシテは、初等教育において、1886年10月30日の法律により定められた。公立学校教育が「もっぱら俗人（*personnel laïque*）に委ねられる」という同法17条が、それを示す。これは、当時、学校に多数存在した修道士など聖職者教員

---

(9) 小泉・前掲注(5)192頁。

(10) 小泉・前掲注(5)197頁。

を排除することを主たる目的とするものであった。

中等教育において教員のライシテに関する根拠法はなかったが、フランスの行政裁判所であるコンセイユ・デタの判例（1912年5月10日のブトイール判決<sup>(11)</sup>）によって、中等教育にも教員のライシテが及ぼされた。だが、今日、この判例の有効性が疑問視されるなど、中等教育における教員のライシテは厳格には解されていない<sup>(12)</sup>。

## (2) 教員の中立性

教員のライシテとともに教育課程のライシテの派生的な結論として、非聖職者教員の言動における中立義務を導き出すことができる。この点には、フェリー公教育大臣が1883年11月17日に発表した「初等学校教諭への書簡」(Lettres aux instituteurs)において、すでに示されていた<sup>(13)</sup>。だが、この中立義務の遵守が強く求められるようになったのは、学校内におけるイスラムのスカーフの問題が顕在化した後においてである。

後述するイスラムのスカーフ事件に対応して1989年12月12日にジョスパン国民教育大臣が出した通達（以下、「ジョスパン通達」という<sup>(14)</sup>）は、「教員のライシテの義務」として次のように指示した。「教員は、その職務遂行において、生徒に明示的にまたは黙示的に示す例により、子どもの良心の自由ならびに家庭に認められる訓育的役割を害する哲学的、宗教的あるいは政治的性格を目立たせるすべてのことを、絶対に避けなければならない」。

さらに、フィヨン国民教育大臣が宗教的標章法（後述）の施行のため

(11) Conseil d'Etat, 10 mai 1912, Bouteyre, *Sirey*, 1912, 3, p. 145, note Maurice Hauriou.

(12) 小泉・前掲注(5)187-191頁。

(13) 参照、小泉・前掲注(5)192-193頁。

(14) Circulaire du 12 décembre 1989 du ministre d'Etat, ministre de l'Education nationale, de la jeunesse et des sports, *Journal officiel de la République française*, 1989, p. 15577.

2004年5月18日に発した通達（以下、「フィヨン通達」という<sup>(15)</sup>）は、教員のみならず教職員全体に対する宗教的標章着用の全面禁止を明示しながら、次のように指摘した。「教育公役務に携わる者は、その職および地位のいかんを問わず、たとえ控えめな標章であっても、宗教的所属のあらゆる標章の着用を禁止する厳格な中立義務に服する。彼らは、特定の宗教信仰に対する賛同、または逆に批判の徴表として解釈されうるようなあらゆる態度も控えなければならない」。

### (3) 教員によるイスラムのスカーフの着用

このように教員による宗教的標章着用を厳禁する姿勢は、実は、コンセイユ・デタにおいても示されていた。それは、女性教職員が、イスラムのスカーフ（髪などを覆うヘジャブに相当するもの）を着用することを理由による免職の取り消しを求めた訴訟事件において、争点となった法的問題につきコンセイユ・デタに意見が求められたという文脈においてである。コンセイユ・デタはこれに対し2000年5月3日の意見で次のように説示した。

「教育公務員は、他の公務員と同様に、良心の自由を享受するとしても、……ライシテの原則は、教育公務員が公役務の枠組みで自己の宗教信仰を表明する権利を意のままに行使するのを妨げる」。「教育公務員が、職務遂行において、特にある宗教への所属を示すための標章を着用して、自己の宗教信仰を表明することは、教育公務員の義務違反を構成する」。

このようにして、教員による宗教的標章の着用は、それが「これ見よ

---

(15) Circulaire du 18 mai 2004 relative à la mise en œuvre de la loi n° 2004-228 du 15 mars 2004 encadrant, en application du principe de laïcité, le port de signes ou de tenues manifestant une appartenance religieuse dans les écoles, collèges et lycées publics, *Journal officiel de la République française*, 2004, p. 9033.

(16) Conseil d'Etat, 3 mai 2000, avis, Mlle Marteaux, *Revue française de droit administratif*, 2001, p. 143, conclusions Rémy Schwartz; Note, Geneviève Koubi, *Dallos*, 2000, jurisprudence, p. 747.



がしとなるようなもの」に限らず、すべて許されないことになる。<sup>(17)</sup>これは、後述する生徒による着用と比べ明らかに異なる扱いである。この点で、教員に対して中立性がいかに強く要請されるかが分かる。<sup>(18)</sup>

## 第2節 公立学校生徒の宗教的自由

### 1 生徒の宗教的自由に関する問題

公立学校の生徒の宗教的自由がライシテの原則に照らして検討されるようになったのは、比較的最近のことである。この問題は、1989年に、女性イスラム教徒によく見られるスカーフをまとった女子生徒が授業中にもそれをとらなくなった事件が起こったときから、論議されるようになったからである。ところで、これまで公立学校生徒の宗教的自由に関し問題となったものは、主として次の二つである。第一は、生徒が宗教的理由から授業を欠席することなどである。第二は、生徒が公立学校内で宗教的所属を示す標章を着用することである。以下、これらの点をみることにしたい。

### 2 授業の欠席

#### (1) 宗教信仰に反する授業の欠席

生徒がその宗教的理由により授業を欠席することをさらに二つの場合

---

(17) なお、この点は、今日のわが国でも妥当する。というのは、今日でも効力を持つ通達が次のように指示しているからである。「宗教団体の教職員および信者で、国立または公立学校の教職にあるものは、法衣をまとして教室に現れてはならない」（「社会科その他、初等および中等教育における宗教の取扱いについて」（文部次官通達昭和24年10月25日文初庶152））。

(18) なお、教師のスカーフに対するドイツの対応は、フランスとは明確に異なる。ドイツ連邦憲法裁判所は2003年9月24日判決で、教師によるスカーフ着用を禁止するには制定法の根拠がないという趣旨を判示した。渡辺康行「公教育の中立性・宗教的多様性・連邦的多様性——イスラム教徒の教師のスカーフ事件」自治研究80巻10号（2004）141頁以下。

に分けてみた方がよい。第一は、自己の宗教信仰に反すると思われる特定の授業に出席をすることを、生徒が拒否することである。第二は、生徒が、宗教的休息日であることを理由に、または宗教的祝祭日に行われる重要な宗教行事への参加することを理由に、特定の日に登校しないことである。

まず、宗教信仰に反する授業の拒否は、教育の義務性ということから厳しく禁止されている。イスラムのスカーフ事件に関する1989年11月27日<sup>(19)</sup>コンセイユ・デタ意見は、生徒に認められる「学校内で自己の宗教信仰を表明する自由」を、「教育活動、教育課程の内容および精勤義務 (obligation d'assiduité) を阻害しない」という範囲に限界づけた。さらに、この意見に続くジョスパン通達は次のように明言した。「教育活動、教育課程の内容および精勤義務に、いかなる侵害も加えられてはならない。生徒に認められる表現の自由は、これらの義務に违背できないであろう」。「生徒は、自己の修学レベルに対応するすべての教育を受けなければならない。その教育は、法規により教科内容と時間数において定められている。したがって、生徒は、いかなる場合でも、そのクラスの教科の一部を学習することを拒否することはできない」。

加えて、フィヨン通達は端的に次のように指摘した。「宗教的信念は、精勤義務に……対抗し得ないであろう。生徒は自己の信念に反するように見えるような教科を拒否することはできず、時間割にある授業全部に規則的に出席しなければならない。これは法的義務である。宗教的信念は、例えば体育または生物・地学という選択的な怠学を理由づけ得ない」。

このような授業の欠席に対する断固たる姿勢は、訴訟事件におけるコンセイユ・デタの判決においても見られた。それを示すのは、とりわけスカーフ姿の生徒に対する退学処分を適法としたコンセイユ・デタの1996

---

(19) Conseil d'Etat, Assemblée générale, avis, 27 novembre 1989, in Yves Gaudemet et autres, *Les grands avis du Conseil d'Etat*, 2<sup>e</sup> édition, Dalloz, 2002, p. 225.

年11月27日判決である。この事件において、退学処分は、問題の生徒が身体上の問題がないにもかかわらず体育の授業を長期欠席したことを理由としていた<sup>(20)</sup>のである。

## (2) 宗教的祝祭日の欠席

これに対し、宗教的祝祭日における宗教行事参加等のための欠席は許可される傾向にある。1967年以降国民教育省から各大学区長に宛てられた通達に基づき、各学校において、ユダヤ教徒およびイスラム教徒の子どもに対して、その重要な宗教的祝祭日に欠席許可を与えるという行政慣行が行われてきた。最近では、正教会、東方キリスト教会（とくにアルメニア教会）、仏教徒の子どもも同様に扱われている<sup>(21)</sup>。また、重要な試験の実施日なども宗教的祝祭日や宗教的休息日を考慮して決められている。こうした慣行がみられてきたのは、フランスの休日が基本的にキリスト教暦に準拠している<sup>(22)</sup>ので、宗教行事への参加において非キリスト教徒には支障があるためである。

ジョスパン通達もこの点につき次のように述べた。「教育の義務性ということは、……その日が全国的に確立した暦に組み入れられる宗教的祝祭日に相応するとともに、欠席許可により就学に支障が生じない限り、特定の特別な日に例外的に欠席許可が与えられるのを、禁じるものではない」。

また、コンセイユ・デタも、1995年4月14日のフランスユダヤ教中央

(20) Conseil d'Etat, M. et Mme Wissaasane et autres, *La semaine juridique* (JCP), Ed. G., 1997, II, jurisprudence, 22807, p. 137.

(21) 2005年1月11日の通達は、欠席許可を与えうる日として、正教会およびアルメニア教会のクリスマス（12月25日とは異なる）など各々3祭日、イスラムについては犠牲祭など3祭日、ユダヤ教については大贖罪日など2祭日、仏教については釈迦誕生祭を定めている。Circulaire n° 2005-007 du 11 janvier 2005, Nor: 0500014C, *Bulletin officiel de l'Éducation nationale*, n° 3, 20 janvier 2005, p. 130.

(22) 小泉・前掲注(5)198頁

長老会判決において、次のように同様の判断を示した。<sup>(23)</sup> 生徒の精勤義務は、「欠席が生徒の学習に本質的に内在する努めの達成および学校における公の秩序の尊重に適合し得る場合に、ある宗教的祝祭の挙行または宗教行為に必要な欠席の許可を求める生徒がその欠席の許可を個別に受けることを禁じる目的を持たず、法的にそのような効果を持ち得ない」。

このように、宗教行事参加等のための欠席が、生徒の学習状況や校内秩序を考慮して個別に許可されうることが注目に値しよう。この判断方法によれば、行政慣行となっている宗教的祝祭日の欠席は認められやすいが、日曜日以外の宗教的休息日を定期的に欠席することへの許可は難しいことになる。事実、コンセイユ・デタは、前述のフランスユダヤ教中央長老会判決において、ある行政命令がユダヤ教徒にその安息日である毎土曜日に欠席する可能性を認めていないことを適法とした。さらに、コンセイユ・デタは、同日のコエン判決において、毎土曜日の出席免除という条件付きでのグランドゼコール準備学級への入学を不許可とした学校の決定を、土曜日の時間割の状況を考慮して適法と判断した。<sup>(24)</sup>

なお、このような判例と行政慣行は、フィヨン通達においても確認されている。

### 3 宗教的標章の着用

#### (1) イスラムのスカーフへの対応

公立学校内で自己の宗教的所属を表明する標章 (signe) を着用することが、生徒に許されるかどうかに関しては、周知のとおりイスラムのスカーフをめぐるフランスで長年の大論議がある。この問題に関しては、

---

(23) Conseil d'Etat, Assemblée, 14 avril 1995, Consistoire central des israélites de France et autres, *Revue française de droit administratif*, 1995, p. 585, note 15, conclusions Yann Aguila.

(24) *Ibid.*

1989年にコンセイユ・デタがスカーフ着用を制限的ながら容認する有名な意見を出した<sup>(25)</sup>。それ以降、この意見に沿って行政裁判所の判例が形成されてきたが、2004年には議会が「スカーフ禁止法」とも呼ばれる宗教的標章法<sup>(26)</sup>を制定するに至った。同法律は、イスラムのスカーフに対する他のヨーロッパ諸国とは異なる法的対応を示したものとして注目された。その制定の経緯等はすでにわが国でも紹介されているので<sup>(27)</sup>、本稿では、宗教的標章法の制定前の判例および宗教的標章法の内容をみるにとどめたい。

## (2) 判例

法律制定までコンセイユ・デタが採ってきた判例法理は、大要、次のとおりである。

- ①学校内で生徒が宗教的標章を着用することは、宗教の表明の自由の行使である限り、ライシテの原則には抵触しない。
- ②この自由は、標章がこれ見よがしとなる (*ostentatoire*) こと、それが執拗な入信勧誘 (*prosélytisme*) を構成することなどにより生じる、他者の自由の侵害、学校教育の正常な運営の妨害等を許すものではない。

上記①は、生徒の宗教的自由の保障をライシテの原則より優位させるものとして注目された<sup>(28)</sup>。②はその自由の限界の示すものであった。

---

(25) Conseil d'Etat, Assemblée générale, avis, 27 novembre 1989, *supra*, note 19.  
樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』(東京大学出版会、1994) 119-125頁、林瑞枝「イスラム・スカーフ事件と非宗教性【問われる共和国的統合】」三浦信孝編『普遍性が差異か』(藤原書店、2001) 43-47頁、小泉・前掲注(5)201-210頁など参照。

(26) 正式名称は、「ライシテの原則を適用して、公立学校、コレージュおよびリセにおいて宗教的への所属を表明する標章又は服装の着用を枠づける2004年3月15日の法律」である。

(27) 参照、小泉『政教分離の法——フランスにおけるライシテと法律・憲法・条約』(法律文化社、2005) 76-91頁など。

ところで、コンセイユ・デタは、この原則に従い具体的事件を処理してきた。その結果、あらゆる宗教的標章の着用を包括的に禁止する校則は違法とされたが<sup>(29)</sup>、問題の生徒が体育の授業でもスカーフをとらなかつた場合<sup>(30)</sup>、生徒がスカーフを着用したため校内の秩序が混乱した場合などには<sup>(31)</sup>、それを理由とする生徒の退学処分は適法とされた。このように判例は、上記①の原則を堅持しつつ、②の点について個別的、具体的に検討してきた<sup>(32)</sup>。いずれにせよ、判例は、スカーフ着用を原則として容認する姿勢を見せてきたと言える。

### (3) 宗教的標章法

判例に対しては、それがライシテの原則を弱めてしまうと、どのようなスカーフ着用が許されるが不明確だという批判があった。また、親からスカーフ着用を強制されている生徒を保護する必要性も指摘された。そこで宗教的標章法が制定されたのであるが、それは原則としてスカーフ着用を禁止するような立場を明らかにした。同法は「公立学校、コレッジおよびリセにおいて、生徒がこれ見よがしとなるように (ostensiblement) 自己の宗教への所属を表明する標章を着用することは、禁

(28) Claude Durand-Prinborgne, La «circulaire Jospin» du 12 décembre 1989, *Revue française de droit administratif*, 1990, p. 11.

(29) Conseil d'Etat, 2 novembre 1992, M. Kherouaa et Mme Kachour, M. Balo et Mme Kizic, *Dalloz Sirey*, 1993, Jurisprudence, p. 108, note Geneviève Koubi.

(30) Conseil d'Etat, 10 mars 1995, M. et Mme Aoukili, *Dalloz Sirey*, 1995, Jurisprudence, p. 365, note Geneviève Koubi; Conseil d'Etat, 20 octobre 1999, Ministre de l'Education nationale, de la Recherche et de la Technologie c. M. et Mme Ait Ahmad, *Actualité juridique droit administratif*, 2000, p. 165, note Frédérique De La Morena; *La semaine juridique (JCP)*, Ed. G, 2000, II, 10306, p. 862, note Gilles J. Guglielmi et Geneviève Koubi; *Recueil Dalloz*, 2000, Jurisprudence, p. 251, conclusions Rémy Schwartz. Cf., Zarah Anseur, Le couple laïcité - liberté religieuse à la rupture? : Réflexions à partir de l'affaire Ait Ahmad, *Revue trimestrielle des droits de l'homme*, 2001, p. 78.

(31) Conseil d'Etat, 27 novembre 1996, Ligue islamique et autres, *La semaine ju-*

止される」(1条1項)と規定したからである。

さらに、法律実施のための施行細則を校長等に宛て出されたフィヨン通達においても、イスラムのスカーフに対する否定的姿勢がうかがえる。それは、同通達は法律の1条1項の趣旨を次のように明らかにした。

①禁止される宗教的標章は、「いかなる名称であるかを問わず、イスラムのスカーフ、ユダヤ教徒帽子(kippa)または明白に過度な大きさの十字架のような、その着用により、即座に宗教への所属が見分けられることになるもの」である。

②「控えめな宗教的標章を着用する生徒の権利」は否定されない。

③「あらゆる宗教的な意味を離れ生徒により普通に着用されるアクセサリーおよび服装」は禁止されない。

④だが、「学校における生徒の衣服に関する準則に従うことを拒否するため、生徒がそれらに付与する宗教性を利用すること」は、禁止される。これは、普通に着用されるアクセサリーなどに、イスラムのスカーフの代用として宗教性を持たせて、それを着用することを禁止することを意味する。この場合、問題のアクセサリーなどは、それを身につける者の目的により、着用が許されない宗教的標章を構成することになる

上記②において宗教的表明の自由が考慮されているものの、④ではイスラムのスカーフの着用を特に強く禁止しようという姿勢をみることができよう。このように、法律と通達は、イスラム教徒の生徒の宗教的自由に対し制限的であるように見える。もっとも、宗教的標章法がそれまでの法状況を大きく変えないとみる見解も<sup>(33)</sup>あり、今後の法律適用、とく

---

*ridique* (JCP) Ed. G., 1997, II, 22808, p. 137.

(32) その他の判決は、小泉・前掲注(5)206-210頁。

(33) 宗教的標章法施行後6ヶ月で宗教的標章のため退学になった48人のうちほとんどが、ヴェール、スカーフまたはそれらに代わるバンダナをまとう生徒であった。La Croix, 21 janvier 2005.

にコンセイユ・デタによる解釈適用に注視する必要がある<sup>(35)</sup>。

### 第3節 ライシテの原則下における宗教教育

#### 1 「宗教」教育の要求

フランスにおいて、公教育のライシテおよび宗教的中立性が、宗教に関することをすべて公立学校教育から除去するものではないと解されるようになった。それは、1980年代から、「宗教文化」(culture religieuse) や「諸宗教の歴史」(histoire des religions) の教育を求める主張が、聞かれるようになったという事実においても示される。これは、宗派教育の公立学校への再導入ではなく、宗教に関する客観的知識の教育(宗教知識教育)<sup>(36)</sup>を公立学校において実施拡充することを要求する声のほかになかった。しかも、そうした主張が、教員組合など伝統的にライシテを強固に擁護してきた者も含め、一般に受け入れられるようになってきた<sup>(37)</sup>のである。

こうした主張は、主として、子どもや青年が現代社会を理解する上で必要な宗教の知識を欠いているという状況や、他のヨーロッパ諸国では公立学校で宗教教育が行われている事実に基づいて<sup>(38)</sup>いた。そして、宗教知識教育の要求者は、諸宗教の知識により、出身の多様な若者間での相

---

(34) Philippe Malaurie, *Laïcité, voile islamique et réforme législative: Loi n° 2004-228 du 15 mars 2004, La semaine juridique (JCP)*, Ed. G., 2004, I, doctrine, 124, p. 610.

(35) なお、コンセイユ・デタは、宗教的標章法が定める禁止が、「公立学校におけるライシテの原則を確保することを目的として追求された一般的利益のある目的」に照らして、宗教的自由を過度に侵害しないと判断した。Conseil d'Etat, 8 octobre 2004, Union française pour la cohésion nationale, *Actualité juridique droit administratif*, 2005, p. 43.

(36) 「宗教知識教育」という語につき参照、菅原・前掲注(2)204頁。

(37) Francis Messner (sous la direction de), *La culture religieuse à l'école*, Cerf, 1995.

(38) Messner, *La culture religieuse à l'école: Vers une solution consensuelle*, in



互理解が促進されるとともに、イスラムなど新しい宗教集団のフランス社会への統合が強化されうると期待したのである。<sup>(39)</sup>

## 2 ドブレ報告書

### (1) 内容

こうした要求が後に公的報告書に全面的に取り入れられるとともに、その実現に向けた具体的勧告が行われるようになった。それを行ったのがドブレ報告書である。その内容をみることにしよう。

ドブレ報告書は、ラング国民教育大臣が、左翼の哲学者レジス・ドブレに対し公立学校における「宗教事実教育」(enseignement du fait religieux)に関する問題の検討を求めたのに応じて、ドブレが2002年2月に国民教育大臣に提出したものである。<sup>(40)</sup> ドブレは、報告書において、公立学校における宗教学習の充実を求める世論の理由として、宗教への無知がもたらす弊害、すなわちフランスとヨーロッパの文化への無理解、人を結合させる価値の喪失および不寛容の増大などがあることを指摘した。<sup>(41)</sup> 他方で、ドブレは、偏見を克服する科学主義とか、カトリック教会への闘争といった伝統的なライシテの見方を改め、寛容や相互理解のために宗教的なものを理解することを要請するものとして、ライシテを捉え直すことを主張した。<sup>(42)</sup> こうした考察を踏まえて、報告書は合計12の勧告を

*La culture religieuse à l'école, ibid.*, pp. 7-12.

(39) Prélôt, *supra*, note 6, p. 1126.

(40) Régis Debray, *L'enseignement du fait religieux dans l'école laïque*, Odile Jacob, 2002.

(41) *Ibid.*, p. 14.

(42) ドブレは、これを「無権限のライシテ」(laïcité d'incompétence)から「知性のライシテ」(laïcité d'intelligence)への移行と述べる。*Ibid.*, p.43. なお、フランスでは政教関係が宗教的多様化などライシテの法制時と比べ変化したことに着目し、「新しいライシテ」や「開かれたライシテ」という語で、ライシテ概念の捉え直しを説くのは一般的である。参照、小泉・前掲注(5)37-43頁。

<sup>(43)</sup>  
行った。

## (2) 主要な勧告

ドブレ報告の勧告のうち主要なものを見ると次のとおりである。

- ① コレージュのフランス語と歴史の教育課程で「個性的で具体的な形で宗教問題に言及すること」を促進すること。
- ② リセにおける教師の指導の下で行われる総合研究（TPE (travaux personnels encadrés)）により、「宗教現象への教科横断的で感受性に富む接近」を助けること。そのテーマとして、断食、宗教における女性の地位、一神教と多神教における神の姿などがある。
- ③ 「宗教事実教育」のための教員を養成するために、今日の教員養成機関である「大学付設教師養成センター」(IUFM (Institut universitaire de formation des maîtres)) に「ライシテの哲学と宗教事実教育」という必修モジュールを設けること。
- ④ 大学付設教師養成センターに対し教員養成に必要な教材を提供するために、「ヨーロッパ宗教科学センター」(Institut européen en science des religions) を設立すること。
- ⑤ 宗教問題に接する学校の幹部職員とくに校長の研修を行うこと。

## (3) 報告書の実施

報告書における「宗教事実教育」の勧告は一般に好意的に受け入れられた。宗教的標章法制定を承認したスタジ報告書およびフィヨン通達においても、「宗教事実教育」が積極的<sup>(44)</sup>に評価されたのは、その現れである。しかも、報告書はすでに実施されつつある。2002年6月にヨーロッパ宗教科学センターがパリに設立された。そして、同センターが大学付設教師養成センターでの教員養成に対する支援等の活動を行っている。各大

---

(43) Debray, *supra*, note 40, pp. 47-60.

(44) Commission présidée par Bernard Stasi, *Laïcité et République*, La documentation française, 2004, pp. 137-138.

学付設教師養成センターでは、「宗教事実教育」への教員養成がすでに始められた<sup>(45)</sup>。また実際、宗教に関する事実がすでにさまざまな形で教科内容に取り入れられた。

### 3 「宗教事実教育」の特徴

ドブレ報告書における「宗教事実教育」の提言が具体的であることは注目される。それとともに、フランスで議論され、さらに実施されつつある「宗教事実教育」に関し特筆すべき特徴として、次の点を挙げることができよう。

第一に、宗教に関する教育をいわゆる宗教知識教育に限定している点である。ドブレは、その提案が宗派教育の再導入ではないことを繰り返した。彼は、「礼拝の対象としての宗教的なもの」と「文化の対象としての宗教的なもの」とを区別して、後者のみを公立学校教育が扱うことのできるものとした<sup>(46)</sup>。しかも、彼が勧める教育は、「特定の宗教を優遇しようとすることなく、極東から西洋にまで多元的に存在する諸宗教についての、事実に着目し記述のおよび観念的なアプローチを行う<sup>(47)</sup>」ことである。このように、「宗教事実教育」は諸宗教に関する中立的で客観的な知識教育にとどまり、宗派教育と異なるのみならず、わが国で言われる宗教的情操教育でもない。

第二に、「宗教事実教育」のために特別な教科が設けられていない点である。そうではなくフランス語や歴史といった既存の教科を活用するというのが、報告書の立場である。ドブレは、高等教育では諸宗教の歴史

(45) La Croix, 5 novembre 2002.

(46) Debray, *supra*, note 40, p. 28.

(47) *Ibid.*, p. 24. しかも、この引用部分に続き、ドブレは無神論までを含めた中立性を強調した。「共和国は、諸信仰間で審判をする必要はなく、まして、諸宗派については、信者、無神論者および不可知論者の間で、原則として平等が妥当する」。

が特別な科目になりうることを承認しつつも、中等教育では、学校の過剰な活動および時間割の飽和状態を指摘して次のように述べた。「中等教育において諸宗教の歴史を特別な教科に格上げすることは、諸宗教の歴史の取り扱いとして最悪になろう。諸宗教の歴史が、満杯のスケジュールのなかで、周延的な時間割で飾りの位置しか占めないであろうからである<sup>(48)</sup>」。

第三に、宗教事実教育論において、教員養成および教員の支援に重点が置かれている点である。「宗教事実教育」を既存の教科を担当する教師に期待するドブレが、その教育のための教員養成に重点を置いたことは、前述の勧告をみれば分かる。おそらくその背景には、宗教に関する十分な知識を欠く教員にとって諸宗教の知識を中立に教えることなど困難だ、という判断<sup>(49)</sup>がある。この点は、ドブレがこうした教員に対する支援の必要性をも認識していることから推測できよう。彼は、「教員は、その努力の継続において、随伴され支えられなければならない」と述べるのである<sup>(50)</sup>。

また、ドブレ報告書の実施において、「宗教事実教育」のための教員養成を支援する研究機関として「ヨーロッパ宗教科学センター」が最初に設置されたという事実も、「宗教事実教育」における教員養成の重要性を示すものと言えよう。

## 結 び

本稿はフランスにおける公立学校教育のライシテと宗教的中立性が厳格であることを繰り返して指摘してきた。フランス教育法が宗派教育を公立学校外で行われる事項としているのは、政教分離原則をとるわが国と

---

(48) *Ibid.*, p. 34.

(49) Cf., Jacques Robert, *La fin de la Laïcité ?*, Odile Jacob, 2004, p. 201.

(50) Debray, *supra*, note 40, p. 34.

同様である。さらに、フランスでは公立学校教員についてもライシテと宗教的中立性の原則を明確に認識している点で、わが国よりも政教分離を徹底しているとさえ言えそうである。公立学校における生徒の宗教的自由の保障が、宗教的標章法の制定において、今日、制限的に解される面があるのも、フランスのライシテの原則の厳格さを示すものと言えるかもしれない。

このようなフランスでさえも、「宗教事実教育」として、公立学校で宗教に関する事柄を教えつつある。この試みはフランスで始まったばかりであるので、それを評価するには早すぎることは明らかである。だが、今後、わが国の公立学校における「宗教」に関する「教育」を政教分離の原則に反することなく模索する上で参考になることは少なくなかろう。

とりわけ、「宗教事実教育」が諸宗教の中立的で客観的知識の教育にとどまること、またその実施において教員養成に重点が置かれていることは注目される。さらに、その教育が公立学校教育のライシテの原則を害しないように慎重に考慮されていることも注意すべきである。そのような考慮は、中立的な教育を企図することのほか、「宗教事実教育」に携わる教員への支援がなければ、俗人教員に代わり聖職者がその教育を行ってしまうことを懸念すること<sup>(51)</sup>に示されている。

ところで、公立学校における宗教知識教育は日本国憲法20条3項に反するものではないと解されているにもかかわらず、これまでわが国の公立学校教育で宗教知識教育が十分に行われてこなかったようである。それだけに、同じく政教分離を憲法原則とするフランスにおける宗教知識教育の実施に向けた現実的かつ具体的な試みは、今後とも注目に値しよう。

---

(51) *Ibid.*, pp. 34-35.